

解体工事を希望する建設業者の皆様へ

平成31・32年度の建設工事入札参加資格審査における「解体工事」の取扱いについて

埼玉県電子入札共同システムでは、建設業法の改正に伴い、平成31・32年度の建設工事入札参加資格審査において「解体工事」を次のとおり取り扱います。

ポイント1

「解体工事」の申請業種は、解体工事業でのみ受け付けます。

- ・ 解体工事業は、次の2点を満たした事業者様のみ申請できます。
  - ① 申請する事業所で解体工事業の許可を取得していること
  - ② 申請する事業者が解体工事業の経営事項審査を受審していること

ポイント2

経営事項審査の総合評定値は、「解体」欄のみ使用します。

- ・ 格付に当たっては、経営事項審査の「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」欄は使用しません。

<経営事項審査結果通知書>	現行 (29・30年度資格審査)	次回 (31・32年度資格審査)
建設工事の種類	総合評定値	総合評定値
解体	使用しない	<b>使用する</b>
とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)	<b>使用する</b>	<u>使用しない</u>

ポイント3

とび・土工工事業での「解体工事」は申請できません。

- ・ とび・土工工事業の受注希望工事から「解体工事」がなくなります。  
注)「ひき工事」は残ります。

お知らせ

平成31年4月1日以降に解体工事業の入札参加資格を希望する事業者様は、

- ① 解体工事業の建設業許可
  - ② 解体の経営事項審査の結果通知
- を取得してください。